

なんぶ町民債の募集について



「なんぶ町民債」は、町民の皆さんを対象に、南部町が発行する債券（町債）です。
今回、皆さんに購入していただく町債は、病院改築に伴い新たに導入した医療機器等に使用させていただきます。発行条件、申し込み方法を十分にご確認のうえ、お申し込みください。



人間ドックが無料で受けられます！

今回、「なんぶ町民債」をご購入いただいたかた全員に西伯病院の人間ドック無料受診券（5年間有効）を1枚進呈します。ご購入者本人のみならず、ご家族などご利用いただけます。

是非、この機会に西伯病院の人間ドックを体験してみたいはいかがでしょうか。

種類(銘柄)

5年債（南部町平成17年度第1回公募公債）

利率・利回り

年0.6%

年2回（3月28日、9月28日）利息がお受け取りいただけます。

満期償還日は平成23年3月28日です。

発行価格 額面100円につき100円

発行額

発行総額6,900万円

購入金額は50万円、100万円の2種類です。

一人あたりの購入限度額は100万円です。

中途換金

満期償還日までで万一換金の必要が生じた場合は、取扱金融機関で換金できます。

売却の時期によっては、ご購入価格を下回る可能性があります。

利払い日や償還日の直前には、換金できないことがありますのでご注意ください。

取扱金融機関 山陰合同銀行

注意事項

証券の現物発行を行わない振替債による発行です。申し込みが発行総額を上回る場合、抽選により購入できるかたを決定します。（総枠の関係上、購入希望金額を減額させていただく場合があります。）

お申し込みは、一人一回に限ります。

抽選結果は、お申し込みいただいた方全員にお知らせします。

当選されたかたは、3月13日(月)～3月17日(金)の間に山陰合同銀行西伯支店の窓口で購入手続きが必要です。

預金保険制度の対象ではありません。

申し込みいただけるかた

町内に在住又は勤務している満20歳以上の個人

申し込み期間 3月1日(水)～3月7日(火)

申し込み方法

窓口での申し込み

西伯病院の窓口で受付します。受付時間は午前8時30分から午後5時までとなります。申込用紙に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

受付時に住所、勤務先（町外在住の方のみ）を確認させていただきますので、身分証明書（運転免許証、健康保険証など）をご提示ください。

申込用紙は西伯病院、南部町役場法勝寺庁舎・天萬庁舎、山陰合同銀行西伯支店でお受け取りください。

ハガキでの申し込み

ハガキでの申し込みは、下記の事項をご記入のうえ、3月7日(火)必着をお願いします。

表面

〒683 - 0323

南部町倭397番地 西伯病院「なんぶ町民債」係
裏面

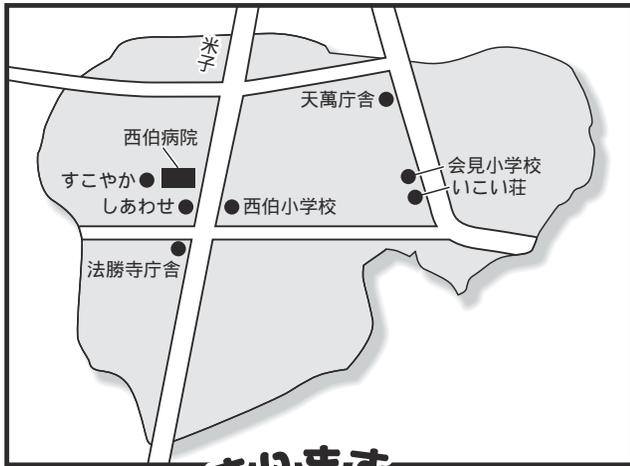
- ①郵便番号
- ②住所
- ③氏名（ふりがな）
- ④年齢
- ⑤町内勤務先（町外在住の方のみ）
- ⑥電話番号
- ⑦購入希望金額（50万円又は100万円）

お問い合わせ

西伯病院庶務係（担当：戸田） ☎66 - 2211

個人情報の取り扱いについて

「なんぶ町民債」の申し込みに際しては、申し込み者の住所、氏名などの個人情報を提供していただきますが、これは、抽選、発行、利子支払等の業務の目的の範囲内で利用させていただきます。また、上記に掲げる目的のため、個人情報を取扱金融機関に提供しますが、町（西伯病院）と同様に厳格な取り扱いを行います。



No.16

すこやかだより

南部町健康管理センター「すこやか」
 〒683-0323 南部町倭482 FAX: 66-5523
 ☎健康福祉課: 66-5522 保健対策室: 66-5524

はじまります

障害者自立支援法

平成18年4月1日より新たな障害者の支援法が始まります。現在、障害者支援法は身体障害、知的障害者、障害児のみが対象ですが、4月から精神障害者の方も同じ支援法を受けられるようになります。新しい支援は、多くの方が利用できるようにサービスにかかる費用を利用者にも負担していただき、皆で支えあい、必要なサービス量を確保する仕組みとなっています。今回はその中でも、医療費（『自立支援医療』）についてお知らせします。

対象者の範囲

基本的には精神通院医療・更生医療・育成医療の対象になる方と同じで、対象になる疾病は変わりません。現在利用されている「通院公費負担患者票」「更生医療券」「育成医療券」は、平成18年4月からご利用できなくなります。引き続き、公費負担医療をご利用いただくためには手続きが必要となります。

自己負担について

自己負担額については、受診された医療費に応じて、原則1割負担です。

ただし、所得の少ない方や、「重度かつ継続」に該当する方は、月額負担上限額までの負担となります。更生医療、育成医療に係る入院時の食費（標準負担額）についても、原則自己負担となります。

所得の区分	月額自己負担上限額	重度かつ継続に該当する場合の負担額
生活保護世帯	0円（負担なし）	/
市町村民税非課税世帯 本人収入 80万円	負担上限額 2,500円	
市町村民税非課税世帯 本人収入 > 80万円	負担上限額 5,000円	
市町村民税 2万円未満	医療費の1割負担（ 1 ）	負担上限額 5,000円
市町村民税20万円未満	医療費の1割負担（ 2 ）	負担上限額 10,000円
市町村民税20万円以上	自立支援医療の対象外	負担上限額 20,000円

1 育成医療の方の場合、負担上限額10,000円

2 育成医療の方の場合、負担上限額40,200円

手続きの場所

- 精神通院医療、更生医療は市町村（南部町健康管理センター「すこやか」内健康福祉課）
- 育成医療は県（米子保健所）

すでに精神通院医療をご利用の方は今後、通院されている医療機関より申請手続きについてのご案内があります。

詳しくは、健康福祉課・米子保健所・通院されている医療機関にご相談いただき、早めに手続きを行いましょう。